

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇四十六（略）</p> <p>四十七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は同項に規定する前払式支払手段（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の発行に係る役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が同条第二項に規定する事業として行う商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（以下この号において単に「電子決済手段等取引業者」という。）が行う同条第十項に規定する役務の提供、同条第十六項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第十五項に規定する役務の提供、<u>同条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う同条第十八項に規定する役務の提供、同条第二十六項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十七項に規定する役務の提供、同条第三十項に規定する特定信託会社（同法第三十七条の二第三項の規定による届出をしたものに限る。）</u>が同法第二条第二項に規定</p>	<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇四十六（略）</p> <p>四十七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は同項に規定する前払式支払手段（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の発行に係る役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が同条第二項に規定する事業として行う商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（以下この号において単に「電子決済手段等取引業者」という。）が行う同条第十項に規定する役務の提供、同条第十六項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第十五項に規定する役務の提供、<u>同条第二十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十四項に規定する役務の提供、同条第二十七項に規定する特定信託会社（同法第三十七条の二第三項の規定による届出をしたものに限る。）</u>が同法第二条第二項の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなさ</p>

する事業として行う役務の提供及び同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者が行う同法第二条第十一項に規定する役務の提供

四十八・四十九 (略)

れる発行者が行う同法第二条第十一項に規定する役務の提供

四十八・四十九 (略)